

< 川越市 >

川越市長「川合善明」が個人として

市を訴えた市民たちと市議を次々に名誉毀損で訴えた

川越名物「前代未聞市長」による「同時多発訴訟」?!

傍聴記 (令和2年8月27日)

前日(26日)、浦和のさいたま地裁で開かれた不正市道認定に対する住民訴訟では、補助参加人になっている川合善明市長は姿を見せなかったが、この日(27日)、川越市役所から徒歩3分のところにある、さいたま地裁川越支部に原告として起こした訴訟、「同時多発裁判」には気合も十分に出廷した川合市長。

3件の異様な訴訟

前回までの復習として、ややこしい「3件の事件」について再度おさらいし、川合善明氏個人が原告となっている「3件の事件」とは次のものだ。

- (1) 本紙既報の「不正市道認定事件」で川越市民らが「川越市長」を被告として住民訴訟を提起したことが、川合氏個人に対する不法行為であると、原告住民22名全員ではなく、4名だけを選んで訴えた**不可解で異様な事件**。
- (2) 小林薫・川越市議会議員の「ブログ記事を名誉毀損」で訴えた常識度外視の**トンテモ事件**。
- (3) 本紙社主・松本が、「弁護士・川合善明氏」を埼玉弁護士会に懲戒請求したことで、川合市長から呼び出されて困っていると社主に相談した女性A氏を被告として、不当な懲戒請求だと訴えた**トンテモ事件**。

3件の裁判は別の事件で被告が異なる事件だが、原告・原告代理人が同じ、被告代理人が同じということで、同じ期日に纏めて口頭弁論が行われている。

前回本紙記事で伝えたように、

(1)の住民訴訟は「**川越市長の地位にある者**」=川越市を代表する者、即ち実質的に地方自治体たる**川越市が被告**だ。川合善明氏も自分の希望で補助参加人として裁判に加わっているが、原告住民らは初めから「**川越市**」を訴えているのであって、個人としての川合善明氏を被告にして訴えているわけではない。それを川合氏は**自分に対する不法行為**だと言っているのである。

(2)は、川越市の小林薫市議の政治活動における行政首長としての川合市長を**批判・追及する発言等を名誉毀損**だと主張する強引さで、

(3)に至っては弁護士の川合氏を懲戒請求したのは本紙社主なのに、告発内容自体が**市民女性A氏によるものだと強弁**して、懲戒請求者の本紙社主ではなくA氏の方を訴えているのである。

いずれの訴えも、「こんな裁判、起こすか？」と疑いたくなる、しかもこの原告が弁護士であり自治体首長でもあるという、その異様さは突出している。

伝聞も不法行為だというつもりですか？

さて、この日の3件の裁判は同じ**裁判体**（裁判官3人の合議制）によって流れ作業のようにスムーズに進められた。裁判長は昨年、川合善明市長が市民団体「**コレクト行政！連絡協議会 名誉毀損裁判**」で川合善明氏を勝訴させた、あの齋藤憲次裁判長だ。川合氏が強気に訴えるのは齋藤裁判長を自分の味方だとでも思っているからだろうか。

ところが…異変が起こり始めた。前回、齋藤裁判長は、川合氏側に対して「**何がどう不法行為だと言うのか、具体的に整理してくれませんか**」と説明を求めた。代理人弁護士がついていながら…つまり、自分を含めて2人の弁護士で書面を作っていながら、こういう注意をされたわけだ。

そして今回の裁判のうち、不正市道認定住民訴訟原告のひとりである市民女性A氏の事件で**川合氏が提出した準備書面**には、誰もが目を疑うような主張が書かれていた。

これら3件の全ての被告代理人を出口かおり弁護士と共に受任している清水勉弁護士が、本紙取材に応じた。

「原告(川合氏)は今回の期日に先立って提出した書面で、市民女性Aさんが原告、つまり川合市長が女性に対してセクハラ行為をすることを聞いて知っていたことも不法行為だと言い出したのです。」

これにはさすがの齋藤憲次裁判長も「伝聞(Aさんが他人から聞いて知っていたというだけのこと)も不法行為だと言うつもりですか?」(「聞いた」ということさえ言っではいけないのか、という疑問だ。)と質問した。

裁判長は、川合氏が市長であるだけでなく弁護士でもあることを知っている。知っているからこそ、「まさか、これを不法行為として主張するつもりじゃないですよ?」と、川合氏に確認したのだ。

川合氏も代理人弁護士も黙り込んだ。「え、不法行為にならないの?」と、揃って疑問を抱いたのかもしれない。齋藤裁判長が重ねて、「聞いたということだけでも、不法行為として訴えるんですか」。言外に、「違いますよね」と言っている。

川合氏と代理人弁護士は、不法行為として訴えるものではないことを認めた。清水弁護士・出口弁護士が口を出すまでもなかった。

「今日も主役は、おれ様」 川合善明のひとり芝居!

この日の裁判の最大の見せ場は、直後にあった。

齋藤裁判長が、「原告が虚偽の事実だと言っている①(「2015年(平成27年)2月頃、原告は、当時現職の民生委員であった被告を居酒屋で、カラオケのデュエットやチークダンスに誘い、その際、原告は被告の腰に手を回して被告の身体を引き寄せたり…胸を触り続けた。)」の事実のうち、どの部分が虚偽だと言うのですか」と質問した。

答え方としては、「居酒屋に行って一緒に飲んだが、それ以外のことはなかった」、「カラオケをしったりチークダンスをしたが、腰に手を回したりするようなことはしていない」など、事前に事実を確認しているはずの代理人弁護士が事務的に答えれば済む質問だ。だが代理人弁護士は、どう答えたものか川合氏のほうに顔を向けるだけで、黙っている。川合氏は代理人弁護士に、「これこれ、このように教えてください」と言えばいい。そうすれば、代理人弁護士が事務的に答える。齋藤裁判長もそうなると思っていたはずだ。

ところがどっこい、そうはならなかった。川合氏は代理人弁護士に何かを言うでもなく原告席から立ち上がると、**齋藤裁判長**に向かって「**自分は女性の手や身体を触ったりしません**」という趣旨のことを強い口調で言ったのだ。

マスク越しの声なので、傍聴席からははっきり聞こえなかったが、こういう趣旨だった。ここで川合氏が「**女性**」と言ったのが被告市民女性A氏ひとりのことを指して言ったのか、もっと多くの女性たちのことを指して言ったのかは、定かではないが「**え?! この場面で、代理人弁護士を差し置いて、原告が立ち上がって強調することか?**」と誰もが驚き、瞬間…傍聴席のあちこちから**笑いが漏れた**。

齋藤裁判長もやや困惑して、「**質問の意味は、①の事実のどの部分が虚偽かということです。そもそも平成 27 年 2 月ころに被告と居酒屋に行ったことさえないということなんですか**」と質問し直した。川合氏は、ああそういうことを答えればいいのかと理解して、「**被告と居酒屋に行ったことさえありません**」と答えた。川合氏は、自分が**女性の手や身体を触ることなどしない人間である**ことを裁判所に強く訴えたかったのだろう。そのことが傍聴している者に、はっきり伝わり過ぎて滑稽なひとり芝居に見えたのだ。

この日、被告として法廷に来ていた小林薫市議も笑いを堪えるのに必死の様子だった。同氏のホームページでは、公費で参加した商店街の新年会でコンパニオンと手をつないで「**ご満悦の川合善明市長**」の写真が公表されている。法廷で立ち上がって「**女性に触らない**」と訴えても信ぴょう性に欠けるというものだ。それともコンパニオンは別だとでもいうのか。そうだとすれば、その感覚も女性差別・職業差別というものだ。

次回 **口頭弁論期日は 10 月 8 日 11 時** から、同じく、**さいたま地裁川越支部** で 3 つの事件が続けて審理される。■